2020年度 早稲田大学大学院法務研究科 学部3年次生特別入試枠 「人材発掘」入試 法学既修者認定試験 憲 法 (出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は政教分離原則の理解を問うものである。まず、政教分離原則の意義および目的を明らかにする必要がある。そのなかで制度的保障の意味も検討することになる。最高裁は政教分離の限界につき目的効果基準を用いて判断しているので、その評価も含めて当該基準を的確に説明する必要があろう。その上で当該基準を適用することになるが、本事案に即した分析が求められる。先例としては、津地鎮祭事件最高裁判決(最大判昭和52・7・13 民集 31 巻7号 533 頁)、愛媛玉串訴訟最高裁判決(最大判平成9・4・2民集51 巻 4 号 1673 頁)、空知太神社訴訟最高裁判決(最大判平成22・1・20 民集 64 巻 1号1頁)、白山ひめ神社訴訟(最大判平成22・7・22 判時2087 号 26 頁)などが参考になるう。

学習にあたっては、日頃から、何が問題なのかを常に意識し、そして基本的な理論や 判例を十分に咀嚼した上で、事例分析にそれらを使用できるようにしておくことが肝要で あろう。また基準を適用する場面では事案の分析を丁寧に行うことが求められている。

以 上